

静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月24日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

### 静岡県教育委員会規則第10号

静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する規則の一部を改正する規則

静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する規則（平成18年静岡県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> (略)</p> <p><u>(内部組織)</u></p> <p><b>第1条の2</b> <u>静岡県立青少年の家及び静岡県立少年自然の家（以下「県管理施設」と総称する。）に事業班を置く。</u></p> <p><u>(職員)</u></p> <p><b>第1条の3</b> <u>県管理施設に事務職員、技術職員、指導主事及び社会教育主事を置く。</u></p> <p>(職及び職務)</p>
<p><b>第2条</b> <u>静岡県立青少年の家及び静岡県立少年自然の家（以下「県管理施設」と総称する。）に所長を置く。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p><b>第2条</b> 県管理施設に所長を置く。</p> <p>2 (略)</p>
<p><b>第3条</b> (略)</p>	<p><b>第3条</b> (略)</p> <p><b>第3条の2</b> <u>県管理施設の班に班長を置く。</u></p> <p><u>2 班長は、上司の命を受けて、班の所掌事務を統括し、班員の分担事務及び班員を監督する。</u></p>
<p><b>第4条</b> 県管理施設に<u>主席指導主事又は主席社会教育主事</u>を置く。</p> <p>2 <u>主席指導主事又は主席社会教育主事</u>は、上司の命を受けて所掌事務中特定事務を処理する。</p>	<p><b>第4条</b> 県管理施設に<u>必要に応じて主幹及び教育主幹</u>を置く。</p> <p>2 <u>主幹及び教育主幹</u>は、上司の命を受けて所掌事務中特定事務を処理する。</p> <p><b>第4条の2</b> <u>県管理施設の必要と認める班に班長代理</u>を置く。</p> <p><u>2 班長代理は、班長を置かない班において、班の所掌事務を統括し、班員の分担事務及び</u></p>

**第4条の2** 県管理施設に必要な応じて主査を置く。

2 主査は、上司の命を受けて所掌事務中特定事項を処理する。

**第5条** 県管理施設に必要な応じて主任を置く。

2 主任は、上司の命を受けて分担事務を処理する。

**第6条** 県管理施設に指導主事又は社会教育主事を置く。

2 指導主事又は社会教育主事は、上司の命を受けて県管理施設における諸活動に対し専門的事項の指導に関する事務に従事する。

**第7条** 第2条から前条までに規定する職のほか、県管理施設に、次に掲げる職を置くことができる。

(1) 総括指導主事

(2) 主事

(3)・(4) (略)

2 (略)

(職員の任命)

**第8条** 所長、所長補佐、主査、主任及び主事は、事務職員の中から命ずる。

2 前項の規定にかかわらず、静岡県立少年自然の家所長は、総括指導主事をもって充てることができる。

3 (略)

4 主席指導主事は指導主事を、主席社会教育主事は社会教育主事をもって充てる。

班員を監督する。

**第4条の3** 県管理施設に必要な応じて主査及び教育主査を置く。

2 主査及び教育主査は、上司の命を受けて所掌事務中特定事項を処理する。

**第5条** 県管理施設に必要な応じて主任及び教育主任を置く。

2 主任及び教育主任は、上司の命を受けて分担事務を処理する。

**第6条** 削除

**第7条** 第2条から第5条までに規定する職のほか、県管理施設に、次に掲げる職を置くことができる。

(1) 主事及び教育主事

(2)・(3) (略)

2 (略)

(職員の任命)

**第8条** 所長、所長補佐、班長、主幹、班長代理、主査、主任及び主事は、事務職員の中から命ずる。

2 (略)

3 教育主幹、教育主査、教育主任及び教育主事は指導主事又は社会教育主事の中から命ずる。

4 第1項の規定にかかわらず、班長及び班長代理は、指導主事又は社会教育主事の中から命ずることができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。